

第10号様式(第18条関係) (本人控・議会事務局)

保有個人情報開示請求書

年 月 日

新宿区議会議長 宛て

氏 名

住所(居所)

電話番号

新宿区議会の個人情報の保護に関する条例第19条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

記

1 請求者の区分

本人 成年被後見人の法定代理人 未成年者の法定代理人 任意代理人

2 成年被後見人、未成年者又は委任者の氏名等

フリガナ			
氏名			
住所(居所)			
電話番号		生年月日	年 月 日

3 開示を請求する保有個人情報

--

4 希望する開示方法等

窓口開示	開示方法	<input type="checkbox"/> 閲覧	<input type="checkbox"/> 写し(紙)の交付	<input type="checkbox"/> 写し(CD-R)の交付	<input type="checkbox"/> 視聴
	開示日	年	月	日	
送付開示	<input type="checkbox"/> 写し(紙)の送付	<input type="checkbox"/> 写し(CD-R)の送付			

(区議会使用欄)

請求者確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 在留カード <input type="checkbox"/> 特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> その他()
法定代理人確認書類	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他()
任意代理人確認書類	<input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 委任者に対し一に限り発行された書類(運転免許証、個人番号カード等)の写し <input type="checkbox"/> その他()
その他	<input type="checkbox"/> 住民票の写し <input type="checkbox"/> その他()

記入等要領

1 「請求者の区分」について

請求者が該当する区分の□（チェック欄）にレを記入すること。請求者が代理人として請求する場合は、「本人」以外のいずれかの□（チェック欄）にレを記入すること。

2 「成年被後見人、未成年者又は委任者の氏名等」について

請求者が成年被後見人、未成年者又は委任者の代理人として請求する場合は、代理する成年被後見人、未成年者又は委任者の氏名、住所(居所)、電話番号を記入すること。請求者が代理する者が未成年者である場合に限り、その生年月日を記入すること。

3 「開示を請求する保有個人情報」について

議会に対して開示を請求する具体的な保有個人情報を記入すること。この場合における保有個人情報とは、議会が保有している公文書で個人情報が記録されているものを指すため、名称、時期等をできるだけ具体的に記入すること。

4 「希望する開示方法等」について

請求者が希望する開示方法の区分の□（チェック欄）にレを記入するとともに、希望する開示方法が窓口開示である場合は、希望する開示日を記入すること。なお、希望する開示方法等を決定していない等の理由により記入することができない場合は、記入を省略しても差し支えない。

5 請求に当たって提示又は提出を要する書類について

(1) 請求者の区分を問わず、提示又は提出を要する書類

請求者が本人であることを示す書類（運転免許証、個人番号カード、在留カード等）。なお、請求書を送付する場合は、当該書類の写しを添付すること。

(2) 請求者が法定代理人として請求する場合に、提示又は提出を要する書類

請求者が、成年被後見人の法定代理人である場合は登記事項証明書、未成年者の法定代理人である場合は戸籍謄本又は戸籍抄本。なお、これらの書類以外であっても、代理人の資格を証明する書類であれば差し支えない。

(3) 請求者が任意代理人として請求する場合に、提示又は提出を要する書類

委任状その他代理人の資格を証明する書類に加え、委任者に対し一に限り発行された書類（運転免許証、個人番号カード等）の写し。なお、これ以外であっても、委任状の真正性を確認することができる書類であれば差し支えない。

(4) 請求書を送付する場合に提出を要する書類

住民票の写しその他の請求者が本人であることを示す書類。なお、(1)で添付したものとは別のものとすること。

6 その他留意事項

5(2)から(4)までに掲げる書類は、いずれも、請求の日の30日前までに作成されたものとすること。